

国民健康保険税の制度が 変わります！



☎ 国民健康保険課 年金係 ☎ 286 - 3113

◆ 70 歳以上の高額医療費の自己負担額が見直されます

国民健康保険制度の安定化を図るため、高額療養費の自己負担限度額が 8 月から一部見直されます。
なお、住民税非課税世帯の人の分については、従来どおりとなります。

区 分		1 か月の自己負担限度額 (※ 1)		見直しの有無
		7 月まで	8 月から	
現役並み所得者	外 来 (個人単位)	44,400 円	57,600 円	有：負担増
	外来 + 入院 (世帯単位)	(医療費総額 - 267,000 円) × 1% + 80,100 円 (※ 2)		無
一 般	外 来 (個人単位)	12,000 円	14,000 円 (※ 3)	有：負担増
	外来 + 入院 (世帯単位)	44,400 円	57,600 円 (※ 4)	有：負担増

※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する人(障害認定で加入する人を除く)は、加入した月の自己負担限度額が 1 / 2 に調整されます。

※ 2 多数該当(過去 12 か月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回

目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額は 44,400 円です。

※ 3 1 年間(8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで)の外来の自己負担額合計の限度額は、144,000 円です。

※ 4 一般区分においても多数該当(※ 2)が設定されます。

◆ 国民健康保険税の「均等割」・「平等割」の軽減範囲が今年度から一部見直されました

軽減割合	所得の状況		見直しの有無
	平成 28 年度まで	平成 29 年度から	
2 割軽減	33 万円 + (48 万円 × 世帯の被保険者数 (※)) 以下	33 万円 + (49 万円 × 世帯の被保険者数 (※)) 以下	有
5 割軽減	33 万円 + (26 万 5 千円 × 世帯の被保険者数 (※)) 以下	33 万円 + (27 万円 × 世帯の被保険者数 (※)) 以下	有
7 割軽減	33 万円以下		無

※世帯の被保険者数には、後期高齢者医療制度へ移行した人を含みます。

◆ 平成 29 年度国民健康保険税の納税通知書を 6 月に送付します

納期は下表のとおりです。普通徴収分の仮算定はありませんが、6 月に年間税額を算定するため、納期回数は 10 回となります。納期内納付をよろしく願います。

また、熊本地震による減免の延長につきましては、

納税通知書にお知らせを同封しますので、ご確認をお願いします。すでに減免を受けられている方は再度申請する必要はありませんが、新たに国民健康保険にご加入の方や、り災証明書の判定結果が変わった方は、申請が必要となりますので、ご注意ください。

納期	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期
月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月